

在留邦人及び当地を旅行中の皆様へ

平成28年8月26日
在サンクトペテルブルク日本国総領事館

安全上のお知らせ

(邦人被害に係る住居侵入未遂事件等の発生に関する注意喚起)

8月18日午後9時30分頃、ホステルも営業する雑居ビルにおいて、在留邦人入居区画の共用ドア付近設置のカメラ付きインターホンが鳴らされました。その直後、同様に鳴らされた隣人が、自宅ドアを開けたまま相手を確認せずに共用ドアも開けたところ、30歳代前半、坊主頭の男1名に自宅まで押し入れられ、揉み合いの末に追い出しました。さらに、男が在留邦人宅の部屋番号を叫びつつドアノブを破壊しているところに1階の警備員が駆けつけて、不審者を排除した住居侵入未遂事件等が発生しました。

なお、本件の約10分前、在留邦人は、通りに面する入口設置のカメラ付きインターホンを執拗に鳴らされたものの、訪問者が確認できないため解錠はしていませんでした。しかし、雑居ビルはホステルの受付に連絡すれば不特定多数が出入り可能な構造となっています。

- 住居ばかりでなくホテルにおいても、インターホンや呼び鈴を鳴らされたら、相手の確認もせずに解錠したり、扉を開けたりは絶対にしない。この際、施設の管理人や警備員、ホテルのフロント等と名乗っても、一旦電話するなどして真偽を必ず確認する。
- 共用ドアが設置された区画の一部に居住する場合、共用ドアにおける来訪者の確認徹底を隣人にも申し入れる。
- 常駐の管理人や警備員がいる場合、不審者の情報は直ちに連絡し、万一被害に遭えば警察へも直ちに通報する。
- 店舗、ミニホテルやホステル等の不特定多数が出入り可能な施設が入り、それら施設と階段等が共用されている雑居ビルへの入居は、たとえ常駐の管理人や警備員がいても防犯上好ましくないため、できる限り避ける。

在サンクトペテルブルク総領事館領事部

Consulate-General of Japan in Saint-Petersburg, Consulate Section

Address: 30 Millionnaya St., St.Petersburg, Russia 190000

Tel: +7(812)336-76-73

Fax: +7(812)710-69-70

ホームページ: <http://www.st-petersburg.ru.emb-japan.go.jp/indexjp.htm>

E-mail: ryoji@px.mofa.go.jp

